佐賀県介護実習普及センター 設置条例の一部を改正する条例をここに公布す

ಕ್ಕ

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古 川

康

佐賀県条例第四十八号

佐賀県介護実習普及センター 設置条例の一部を改正する条例

佐賀県介護実習普及センター設置条例(平成九年佐賀県条例第十四号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県在宅生活サポートセンター 設置条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 を設置する。 に資するため、 に介護に関する県民の知識及び技術の向上を図り、 利用した体験学習等を通じて、 福祉用具、 佐賀県在宅生活サポートセンター 住宅改修等に関する情報の提供、 高齢者等の在宅生活における自立の支援並び (以下「センター」 介護の実習、 もって県民の福祉の増進 福祉用具を という。)

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第四条 納入しなければならない。 センター の施設を利用する者は、 利用の際、 指定管理者に利用料金を

- 2 施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 前項の利用料金は、 センター の施設の維持及び管理に必要な費用を、 当該
- 3 得なければならない。 指定管理者は、 前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

佐賀県介護実習普及センター 設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

第四条略	第五条略
	ばならない。 金を定めるときは、知事の承認を得なけれ
	3 指定管理者は、前項の規定により利用料
	指定管理者が定める。用予定者数で除して得た額を限度として、
	持及び管理に必要な費用を、当該施設の利
	2 前項の利用料金は、センターの施設の維
	ければならない。
	際
	第四条 センターの施設を利用する者は、利
	(利用料金)
	という。)を設置する。
	生活サポートセンター(以下「センター」
下「センター」という。)を設置する。	民の福祉の増進に資するため、佐賀県在宅
るため、佐賀県介護実習普及センター(以	民の知識及び技術の向上を図り、もって県
発を図り、もって県民の福祉の増進に資す	における自立の支援並びに介護に関する県
県民の知識及び技術の向上並びに意識の啓	体験学習等を通じて、高齢者等の在宅生活
験学習等を通じて、高齢者の介護に関する	の提供、介護の実習、福祉用具を利用した
第一条 介護の実習、福祉用具を利用した体	第一条 福祉用具、住宅改修等に関する情報
(設置)	(設置)
置条列	ター設置条列
佐賀県介護実習普及センター設	佐賀県在宅生活サポートセン
改正前	改正後